

地域密着型サービス 介護・医療連携推進会議 報告書

施設名：薫風 24 ケアサポートセンター
施設種類：定期巡回・随時対応型訪問介護看護

時期：令和 6 年 10 月 9 日
場所：薫風の丘 食堂（一部書面にて報告）

報告者
(人数)

利用者代表	1 人	高齢者あんしん支援センター職員	1 人
地域住民の代表	1 人	出雲市職員	1 人
その他（寿生訪問看護ステーション・訪問看護訪問看護ステーション彩雲）			人

(議題)

I. 事業活動報告

《①利用状況報告》

月	R5 年 3 月	R5 年 4 月	R5 年 5 月	R5 年 6 月	R5 年 7 月	R5 年 8 月
人数	20 名	18 名	18 名	17 名	16 名	18 名

月	54 年 9 月	R5 年 10 月	R5 年 11 月	R5 年 12 月	R6 年 1 月	R6 年 2 月
人数	20 名	19 名	18 名	16 名	16 名	17 名

令和 6 年 9 月末現在

要介護 1 ⇒ 5 名

要介護 2 ⇒ 4 名

要介護 3 ⇒ 4 名

要介護 4 ⇒ 1 名

要介護 5 ⇒ 0 名

平均介護度 2.1

《②事例報告》

80 歳代 女性 要介護 2

【既往】

腰椎圧迫骨折 (R. 3. 10) 脳梗塞 (H. 19. 9) 高血圧・骨粗鬆症・誤嚥性肺炎
食道裂孔ヘルニア・心不全

【利用開始の流れ】

令和 4 年 8 月より薫風の丘へ入居。入居と同時に定期巡回サービスも利用開始。
(定期訪問サービス内容：健康チェック、服薬確認、入浴・掃除支援)

【経過】

入居後より、大きなお変わりなく過ごされていましたが、令和 6 年 5 月に心不全増悪によ

り、活動範囲の縮小や、行動制限が出てきた事により、現行のサービス内容を見直し、ご自身の状態にあったサービス内容へと変更しました。(健康チェック、安否確認等の訪問を増)その後徐々に状態安定してこられ、活動範囲も広がり、ご自身で出来る事も少しずつ増えてきました。それに伴い、関係事業所(訪問看護ステーション、訪問リハビリ等)との情報共有をしつつ、現状のご自身の出来る活動を把握し、今の状態に合ったサービス内容へと改めて変更させていただきました。(増悪前のサービスへ戻す)

以上のように、ご利用者の方への状態に合せたタイムリーな支援内容の変更を行う事により、ADLの低下を最小限に抑え、自立支援にも繋げていけると思われます。

今後も関係各所と連携をしながら、状態の見極めをしつつ、可能な場合は定期巡回→訪問介護サービスへの切り替えも検討していき、ご利用者様の状態に合った適切なサービス提供ができるよう、努めて行きたいと考えております。

《③今後の課題》

現段階においても、出雲市圏域での定期巡回サービスへの認知度は高いとは言えず、定期巡回サービスの適正利用について、今後も対象者の方も含め、サービス内容についての理解を深めて頂く為の周知活動が必須であり、地域の方や、各居宅介護支援事業所への広報活動を継続して行っていく、ご自宅でお住まいの方の方に対しても、積極的にサービスを行っていかねばと考えています。

《④サービスの質の向上にむけての取り組み》

ご利用者様の状態に合わせて適切な支援が出来るよう、心身の状態に変化があった際は、タイムリーにカンファレンスを実施し、支援内容の検討を都度行い、連携している関係機関とも協議の上、必要に応じて援助内容の変更を行っています。

また年間研修計画を作成し、毎月1回の職場内研修の実施や、外部研修への参加もし、職員のスキルアップへ繋げていけるよう努めています。

《⑤その他》

令和6年6月より

計画作成責任者の変更



Ⅱ. 質疑応答

質問①: 利用者の方の定期巡回→訪問介護への移行について、どのような方が定期巡回でどのような方が訪問介護の対象なのか。また、定期巡回→訪問介護へ移行した場合、連携している訪問看護はどうなるのか。

『回答』

定期巡回と訪問介護の違いとして、出来るサービス内容の違いは無いですが、2時間ルールや1日当たりの訪問回数の上限等が無い事が一つ挙げられます。後、大きな所は料金形態の違いがあります。(月額固定 or 1回当たりの報酬)

ですので、利用者の方のニーズに応じて、1日複数回の服薬支援や安否確認等の為の訪問が必要な方については、定期巡回をご利用になられた方が、経済的負担が少なく済む事がメリットとしてあります。また、随時対応、随時訪問サービスも付帯しており、定期訪問外でも定額で24時間サポートが可となっております。逆に上記のような頻度での訪問を必要としない場合は、訪問介護のサービス利用の方の負担が少なくなるので、利用者の方にとって、どちらが相応しいサービスであるかを、ケアマネジャーの方を中心とし、関係

事業所の方との協議の上決定をしていく事が重要であると考えます。

また、定期巡回→訪問介護への移行については、連携させて頂いている訪問看護についても通常の訪問看護への移行となるので、こちらについても、多職種での協議をした上での検討が必要であると思われます。

質問②： 同一建物内の利用者の方以外のサービス提供状況を教えてください。

『回答』

各居宅介護支援事業所への営業活動を実施しました。(挨拶回りと、パンフレット配布)
今後も周知活動を継続していく事が必要と考えるので、広報誌の作成、配布を実施し、定期的な情報提供を行って行きます。

*12月13日より、新規で外部の方へのサービス開始を致しました。

質問③： 営業活動を各居宅介護支援事業所へ行った際、どのような反応がありましたか。
また、貴事業所での外部の受け入れがどの程度出来るのでしょうか。対応可能エリアも教えてください。

『回答』

定期巡回を利用するにあたり、どこまでをしてもらえるのか具体的なイメージを教えてくださいとのご質問があり、具体例を説明させて頂きました。但し、口頭での説明だけでは不十分だと考えておりますので、今後は資料を作成し、可視化した上で改めて説明を続けて行くことも重要であると考えています。また外部の受け入れ数についてですが、現状においては、上限は決めておりません。ですが、ご相談を頂いた際の職員体制やエリアの状況により、都度相談をさせていただければと思います。対応可能エリアについては、出雲市内の平田、大社、佐田、多伎を除くエリアとなります。

質問④： 同一建物内に入居している方について、介護度が上がり重度化した場合に、訪問系サービスを利用しての生活は難しいのでしょうか。

『回答』

介護度が上がり、重度化したから同一建物内での生活が困難であるとは必ずしも言えません。介護度が上がっても状態が安定しておられたら、訪問系(定期巡回も含む)のサービスを利用しながらの生活の継続は可能です。(ご自宅でも同様です)

但し、医療面での支援が頻回に必要な方等については、訪問系サービスでの対応では難しい状況になる事も場合によってはあるかもしれませんので、その際は施設や病院等へ生活の場を変える必要が出てくる事もあるかと思えます。

《その他ご意見》

各居宅支援事業所とお話しの中で、ご家族からは、経済面やお金の負担についての心配があるのご意見がまず最初にあるとの事でした。ですので、サービスは利用してみたいが、その金額を出すのであれば、総合的に考えて施設へ入所してサービスを受けた方がよいのでは?と言われる方もおられるそうです。ですので、今後も利用者方お一人お一人の在宅の必要性や、ニーズに合わせて、訪問介護事業所としての役割が果たせるかどうかを都度検討しつつ、営業活動も並行して行いながら、サービスを提供していければと考えています。

当日はお忙しい中、ご参加頂きまして、誠にありがとうございました。
今後も皆様より頂戴いたしました貴重なご意見を基に、更なるサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。
また、報告書の発送が遅れました事、深くお詫び申し上げます。

薫風 24 ケアサポートセンター
管理者